

「燃やすごみ」の減量化にご協力ください



大津町にある焼却施設「東部清掃工場」の焼却処理能力の最大値は1日135トンです。しかし、今のまま可燃ごみが増加すれば数年後にこの処理能力をオーバーする可能性があります。そこで、焼却施設延命化のために、皆さんに「燃やすごみ」の減量化をお願いします。

紙類・プラスチック類の分別を徹底しましょう！

燃やすごみの中には、まだ15%の紙類と、10%のプラスチック類が混入されているというデータが出ています。今一度、紙類・プラスチックの分別を確認してみましょう。

●紙類

紙類はその種類に応じて4種類に分けられます。

- ①新聞・チラシ
- ②ダンボール
- ③牛乳パック
- ④雑誌・その他の紙類

特に④雑誌・その他の紙類では、カタログや封筒、菓子包など様々な紙を出すことができます。紙類は名



今月は引き続き、家庭や個人でどのように準備・対応すればよいかを紹介しましょう。

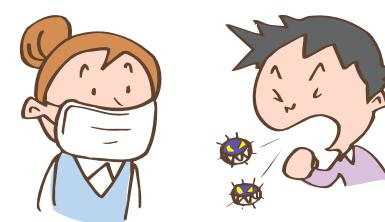
発生前に準備すること ～個人・家庭レベル～

●咳エチケット

新型インフルエンザに対する対策は通常のインフルエンザ対策の延長線上にあります。通常のインフルエンザは感染した人の咳・くしゃみ・つばなどと一緒ウィルスが放出され、それを吸い込むことによって感染します。そのため、熱・咳・くしゃみなど症状のある人には必ずマスクをつけてもらうこと、このような人と接する時にはマスクをつけることが大変重要です。また咳やくしゃみを押さえた手、鼻を触った手はすぐに洗うことも必要です。

●家族(地域)での話し合い

新型インフルエンザが日本国内や地域で広がりはじめた場合、大流行を最小限に食い止めるために、
①本人や家族が感染した場合、家族全員が自宅待機する
②一定期間の学校などの閉鎖による自宅待機
③集会などを延期する
④人との接触機会を減らすために外出を控える
などの呼び掛けが行われると考えられます。



外出後のうがいや手洗いを日常的に行い、流行地への渡航、人混みや繁華街への外出を控えましょう。十分に休養をとること、バランスの良い食事、規則的な生活が感染しにくい体づくりとなります。

パンデミック（大流行）は日本だけのもではなく、海外でも大流行すれば輸入が減少したり停止したりすることで種々の生活必需品も不足することが考えられます。このようなことを考えた上で、
①本人、家族が感染し、一定期間の自宅待機になった場合
②子どもの学校などが長期に休みになった場合
③勤務状況の変更があった場合
などについて各家庭でよく話し合い、計画を立てておくことをお勧めします。また、突然仕事を休まねばならなくなったときの連絡についても勤務先と相談しておきましょう。
パンデミックになると、このような生活に欠かせない活動にも影響が出るのが考えられます。感染や広がりを防ぐためには不要な外出をしないことが原則です。災害時と同様に外出しなくても良いだけの最低限（2週間程度）の食料・日用品などは準備しておくのがよいでしょう。
新型インフルエンザは、いつ起こるかは誰にもわかりず、また起こった時にどうなるか誰にもわかりません。重大な被害が起こることもあるということを想定して、今できることを準備しておくことが大切です。

咳エチケット

*咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れましょう。

*鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにフタ付きの専用のゴミ箱に捨てましょう。

*咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

マスクは病院などにて使用される「サージカルマスク」が望ましいですが、通常の市販マスクでも咳をしている人のウィルスの拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられます。一方、マスクを着用しているからといって、ウィルスの吸入を完全に予防できるわけではありません。マスクをつける際は説明書をよく読み、正しく使用しましょう。



●プラスチック類

基本的には②マークがついているプラスチック製品が対象になりますが、②マークがついていないでも対象になる場合があります。

②マークがなくても対象になるものの例

- 風呂用・台所用のプラスチック製品
- ポリバケツ
- 園芸用ポリ容器（苗ポット・植木鉢など）
- エアークラップ
- 酒・ジュース・洗剤の紙パックなど
- ヨーグルト・アイスクリームなどの紙製容器

ただし、食べ物などの汚れが付着しているものは、軽く洗い流してください。マヨネーズ・ケチャップ・はみがき粉などのチューブ類、食品油の容器、塩素系漂白剤容器は燃やすごみで出してください。
※プラスチック類の分別は、各家庭に配布してある説明チラシを参考にしてください。無い場合は役場にて配布中です。

分別はごみ箱に捨てる際に行いましょう。

ごみを後から分別することは手間がかかり、なかなか難しいです。そこで、ごみ箱を多数用意し、種類

廃棄物の野焼きは禁止されています！

焼却炉を使わずに、木くず、紙くず、廃プラスチック、廃ビニールなどの廃棄物をそのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたりすることを「野焼き」といい、法律で原則禁止されています。

ドラム缶やブロック積みでの炉での焼却も野焼きと同じとみなされ、小型焼却炉を使用しても焼却も禁止となっています。

野焼き禁止の例外

次の場合は、適正な焼却と認められています。

- ①国、県、市町村が河川などを管理するうえで排出した刈草、切った枝などの焼却
- ②火災などの災害によって発生した木くずの焼却
- ③風俗慣習又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（どんど焼きなど）
- ④農作業、森林管理などで行われる



収穫後のつるや刈草などの焼却（廃ビニールを含まないものに限る）
⑤日常生活を営むうえで行っている焚き火、キャンプファイヤーなど
⑥焚きストーブなどは廃棄物焼却炉にあたらないので、規制されていません

ただし、野焼き禁止の例外とされた行為であっても、生活環境上支障を与え、苦情などがある場合は、改善命令や各種の行政指導の対象となります。

安易な気持ちでごみを焼却されると近所迷惑になります。

家庭での焼却をやめて町の収集に出してください。